

第1回一関市農業委員会総会議事録

告示年月日 平成30年9月4日  
告示番号 一関市告示第250号  
会議年月日 平成30年9月20日  
会議の場所 一関市川崎町 川崎農村環境改善センター  
出席委員 別紙のとおり  
欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職員

一 関 市 長 勝 部 修  
農 林 部 長 中 川 文 志  
農 政 課 長 小 崎 龍 一  
農政課課長補佐 伊 藤 信 子  
事 務 局 長 小野寺 英 幸  
事 務 局 長 補 佐 岩 渕 道 明  
企 画 係 長 千 葉 奈津枝  
主 任 主 事 阿 部 喜 昭  
主 任 千 葉 東  
主 事 氷 室 綾 子  
期限付臨時職員 鈴 木 裕 子

本日の案件 第1回一関市農業委員会総会提出議案のとおり  
開会時刻 午前10時00分

進行：農林部長	ただいまから第1回一関市農業委員会総会を開会いたします。 始めに一関市長よりご挨拶を申し上げます。
一関市長	(市長挨拶)
農林部長	次に委員の紹介に移りたいと思います。恐れ入りますが、仮議席1番にご着席の委員から順番に、自己紹介というかたちになりますけれども、お願いしたいと思います。委員の名簿は机の上のほうに用意してございます。それでは永畠幸一様からよろしく願いいたします。 (委員自己紹介)
農林部長	ありがとうございました。 大変恐縮でございますが、勝部市長は次の用がございまして、ここで退席させていただきます。 (市長退席)
農林部長	続きまして、職員のほうの紹介をさせていただきます。市の農林部及び各支所産業経済課、農業委員会事務局の職員の紹介になります。こちら自己紹介というかたちでさせていただきますと思います。 (職員自己紹介)

農林部長

それでは次に、臨時議長の選出のほうに移りたいと思います。

会長が選出されるまでの間、慣例によりまして年長の委員が臨時の議長の職務を行うことになっております。

出席委員中、伊藤公夫委員が年長委員であり、臨時の議長となりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、伊藤公夫委員、議長席のほうにご着席お願ひしたいと思ひます。

臨時議長

年長の故をもちまして臨時議長の職を仰せつかりました。元々不慣れではございますけれども、よろしくお願ひいたします。

暫時休憩をいたします。

(午前10時41分休憩) (農林部長、農政課退席)

(午前10時43分再開)

臨時議長

再開いたします。

本日の出席委員は24名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項により会議は、成立いたしました。

臨時議長

審議に入る前にお願ひいたします。

質疑等で発言するときは挙手をし、議長の指名を得て発言願ひます。

なお、会議において委員の呼称は議席番号となっておりますけれども、議席番号が決定されていないことから、今回の会議は氏名とさせていただきます。

また、議長からの指名も、同様とさせていただきます。

臨時議長

議事に入ります。

日程第1「会長の互選について」を上程いたします。

事務局長から説明いたさせます。

局長

それでは、会議次第の1ページをお開きいただきます。

日程第1「会長の互選について」、農業委員会等に関する法律第5条の規定により、一関市農業委員会の会長を互選するものでございます。

下のほうに、参考ということで、農業委員会等に関する法律の第5条を記載してございますが、第5条には、「農業委員会に会長を置く。」と、第2項には、「会長は、委員が互選した者をもって充てる。」と規定されていることから、互選をしていただくものでございます。

なお、互選の方法につきましては、選挙による方法では、公職選挙法第95条の規定により、有効投票数の最多得票者で、かつ、同条第1項第3号の規定により有効投票総数の4分の1以上の得票を得た者

が当選人となるとしております。

もう1つの方法につきましては、地方自治法第118条第2項に基づく「指名推選」の方法による場合であり、「特定の者をあらかじめ指名して、これを当選人と定めてよいかどうかを会議に諮り、出席者全員の同意があった場合に限って、投票を用いないでその者を当選人とする」というものでございます。

以上でございます。

臨時議長

以上で説明を終わります。

会長の互選の方法ですが、いかが取り計らえばよろしいか、お諮りいたします。

渋谷皓委員

花泉地域の渋谷です。

会長の互選につきましては、今事務局より説明がありましたとおり指名推選の方法でお願いいたします。

なお、お許しがいただければ私から指名したいと思いますのでお諮り願います。以上です。

佐藤徹委員

一関地域の佐藤徹です。

指名推選には異議あります。

臨時議長

指名推選に異議があるというのは、選任の方法についてお諮りをしておりますので、指名推選なのか選挙なのか、どちらかを話していただかないと進行できませんのでご配慮いただきたいと思います。

佐藤徹委員

そういうことでございましたらば、投票によって決めていただきたいと思います。

臨時議長

再度申し上げますが、投票ということは選挙による方法と解してよろしいか、こちらから逆にお伺いをいたします。

佐藤徹委員

はい、そのとおりです。

臨時議長

わかりました。それでは会長の互選については選挙といたします。

立候補する方、推薦したい方の確認のため、暫時休憩いたします。

(午前10時48分 休憩)

(午前10時54分 再開)

臨時議長

再開いたします。

会長選挙には永畠幸一委員、伊藤公夫委員から推薦された旨の届出がありましたのでご報告いたします。

臨時議長が推薦されましたので議長席を退席し、仮議長に局長を指名いたします。

仮議長

ただいま申し上げましたとおり会長選挙には永畠幸一委員、そして伊藤公夫委員を推薦するという申し出がございましたので、このお二

人による選挙ということになります。

それではまず今回推薦されました候補者の方にご挨拶をいただきたいと思います。では最初に永島幸一委員、前のほうでお願いいたします。

(永島幸一委員挨拶)

仮議長 ありがとうございます。では伊藤公夫委員お願いいたします。

(伊藤公夫委員挨拶)

仮議長 ありがとうございます。

それでは投票を行います。

投票にあたりましては、ただいまの候補者のほかに投票されましても有効となります。

これより投票を行います。会場を閉鎖いたします。

投票用紙を配付いたします。投票用紙を配付してください。

(投票用紙配付)

仮議長 ただいまの、立候補者のほかに投票されても有効と申しましたが間違いでございます。無効となります。

記載のほうはまだお待ちください。ただいま投票用紙を配っておりますので。

投票用紙を配付されていない方はございませんか。

ございませんね。

仮議長 それでは全員に投票用紙が配付されましたので、次に投票箱の確認をお願いします。確認は仮議席番号2番の方をお願いいたします。

(投票箱を確認)

仮議長 投票箱に異常のないことを確認していただきました。次に記載の方法を確認します。投票用紙には、会長としたい方1人の名前を書いてください。なお、2人以上の氏名を書きますと無効になります。また、白票も無効となりますので申し添えます。

早速、投票を行います。私のほうがお名前をお呼びしますので、それに応じて順次投票をお願いします。記載台は向かって右手のほうでございますので、そちらのほうで記入をされて投票箱のほうに投函をお願いします。

それでは順番にお呼びいたします。

(局長が委員氏名を呼称し、順次投票)

仮議長 投票が終わりましたけれども、投票していない方はございませんね。

それでは投票箱を閉鎖いたします。

会場の閉鎖を解きます。

仮議長 開票の前に、開票立会人を選出をいたします。各地域より1人ずつ、8人を選出してよろしいかお諮りをしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

仮議長 異議なしとことでしたので、暫時休憩をいたしまして、地域別にお1人ずつ開票立会人の選出をお願いいたします。

暫時休憩をいたします。

(午前11時8分 休憩)

(午前11時11分 再開)

仮議長 それでは再開いたします。

開票立会人といたしまして、佐藤徹委員、佐藤多賀幸委員、鈴木勝委員、千田幹雄委員、鈴木初男委員、芳賀武郎委員、遠藤勝幸委員、佐々木栄一委員の8名を選出いただきました。

ただいまから開票を行います。

では開票をお願いします。

(開票・集計)

仮議長 開票が終了いたしました。立会人の皆さんはたいへんご苦労様でした。

それでは選挙の結果を報告いたします。投票総数24票で出席委員数と一致をしております。うち有効投票数は24票で、無効投票はありませんでした。

有効投票数の内訳は、永昌幸一委員11票、伊藤公夫委員13票であります。この選挙の法定得票数は6票であります。以上により伊藤公夫委員が当選いたしました。

それでは伊藤公夫委員、こちらのほうにご挨拶のほうをお願いをいたします。

(会長挨拶)

議長 臨時議長の職務は終了いたしました。ご協力大変ありがとうございました。

議長 日程第2「会長の職務を代理する者の互選について」を上程いたします。事務局長より説明いたさせます。

局長 それでは職務代理者の互選についての方法をご説明いたします。

農業委員会等に関する法律第5条第5項に「会長が欠けたとき又は事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理する。」とあります。

互選の方法につきましては、選挙による方法では、公職選挙法第95条の規程により、有効投票数の最多得票者で、かつ、同条第3項により有効投票総数の、4分の1以上の得票を得た者が当選人となるとしております。

もう1つの方法は、地方自治法第118条第2項に基づく「指名推選」の方法による場合であり、「特定の者をあらかじめ指名して、これを当選人と定めてよいかどうかを会議に諮り、出席者全員の同意があった場合に限り、投票を用いないでその者を当選人とする」というものでございます。

以上で説明を終わります。

議長

以上で説明を終わります。会長職務代理者の互選の方法について、いかが取り計らえばよろしいか、お諮りをいたします。

芳賀武郎委員

室根地域の芳賀武郎です。会長職務代理の互選につきましては、今事務局から説明がありましたとおり指名推選の方法でお願いしたいと思っております。

なお、お許しをいただければ私から指名をしたいと思っておりますのでお諮りをお願いいたします。

議長

ありがとうございます。ほかにございませんか。

(なしの声あり)

議長

それでは芳賀武郎委員、発言をお願いいたします。

芳賀武郎委員

ありがとうございます。それでは私から会長職務代理の指名をさせていただきます。今回の改選に伴いまして新しい会長職務代理には花泉町の渋谷皓委員を推選いたします。よろしく申し上げます。

議長

満場のご賛同をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。拍手でお願いいたします。

(拍手満場)

議長

次に、日程第3「議席の指定について」を上程いたします。

一関市農業委員会会議規程第8条の規定により「くじ」で議席を指定いたします。なお、会長の議席として1番を、会長職務代理者の議席として2番を指定したいと思いますのですが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしとのことですので、会長の議席を1番、会長職務代理者の議席を2番に指定いたします。

議席1番と2番を除く議席を指定することについて、「くじ」の方法を局長から説明いたさせます。

局長

議席指定のための「くじ」の方法でございしますが、初めに、くじを引く順番を決めた後、その順番に従って、議席の指定のための「くじ」

を引いていただきます。

現在着席している番号順に「くじを引く順番を決めるくじ」を引いていただきます。職員が委員の席を回り、くじを引いていただきますので、よろしくお願いをしたいと思います。

(各委員「くじを引く順番を決めるくじ」を引く)

議長

くじを引かない方はございませんか。

(なしの声あり)

議長

それでは1番より読み上げますので、前に出てくじを引いてください。

(各委員「議席の指定のためのくじ」を引く)

議長

それでは、くじの結果について局長より報告いたさせます。

局長

報告いたします。議席1番伊藤公夫委員、2番渋谷皓委員、3番皆川清喜委員、4番千葉綾雄委員、5番鈴木勝委員、6番佐藤徹委員、7番佐藤均委員、8番松岡千賀子委員、9番永島幸一委員、10番佐藤和威治委員、11番石川誠司委員、12番佐藤繁委員、13番鈴木初男委員、14番島山信吾委員、15番遠藤勝幸委員、16番小山悦郎委員、17番芳賀武郎委員、18番佐藤多賀幸委員、19番佐々木栄一委員、20番齋藤憲子委員、21番島山潔委員、22番佐藤圭一委員、23番三浦善昭委員、24番千田幹雄委員。以上でございます。

議長

ただいま読み上げました番号のとおり各委員の議席を指定することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしとのことですので、そのように指定いたします。

名札を持って指定した番号の席へ移動願います。暫時休憩いたします。

(午前11時36分 休憩)

(午前11時39分 再開)

議長

会議を再開いたします。

お諮りいたします。一関市農業委員会会議規程第13条の規定により、議事録署名委員並びに書記の指名について本職より指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしとのことですので、議事録署名委員には、2番渋谷皓委員、3番皆川清喜委員を指名いたします。

書記には、事務局の千葉係長、阿部主任主事を指名いたします。

議長

日程第4議案第1号「農地専門委員会委員及び農政専門委員会委員の互選について」を上程いたします。

局長から説明いたさせます。

局長 それでは、4ページになりますが、日程第4議案第1号「農地専門委員会委員及び農政専門委員会委員の互選について」、一関市農業委員会規程第8条第2項及び第3項の規定により農地専門委員会委員及び農政専門委員会委員の互選を行うというものでございます。

議案の下のほうに一関市農業委員会規程ということで、第8条を抜粋して記載してございますが、専門委員会ということで、「委員会所掌事務の適正かつ円滑な処理を図るため、農地専門委員会及び農政専門委員会を置く。」ということで規定されているものでございます。

第2項では、「各専門委員会の構成は、次のとおりとする。」とあり、農地専門委員会は、12人以内。農政専門委員会につきましても12人以内と規定されているものでございます。

また、「専門委員会の委員は総会において互選する。」ということで、第3項に規定されているものでございます。

なお、会長につきましては、農地、農政どちらにも属しないことになってございますので、よろしく願いをいたします。

議長 説明を終わります。農地、農政専門委員会委員の互選については、休憩して行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしとのことですので、暫時休憩いたします。

(午前11時42分 休憩)

(午前11時49分 再開)

議長 再開をいたします。

局長 より互選の結果についての報告をいただきます。

局長 それでは、農地・農政専門委員会所属の委員さんにつきましての報告をいたします。

まず農地専門委員会ですが、三浦善昭委員、佐藤圭一委員、佐藤徹委員、皆川清喜委員、渋谷皓委員、鈴木勝委員、小山悦郎委員、佐藤繁委員、千葉綾雄委員、遠藤勝幸委員、佐々木栄一委員、以上11名の委員でございます。

農政専門委員会ですが、永畠幸一委員、齋藤憲子委員、松岡千賀子委員、佐藤多賀幸委員、佐藤均委員、石川誠司委員、畠山潔委員、千田幹雄委員、鈴木初男委員、芳賀武郎委員、畠山信吾委員、佐藤和威治委員、以上12名の委員でございます。

議長 以上で議案第1号「農地専門委員会委員及び農政専門委員会委員の互選について」の結果の報告を終わります。

ただいまの報告のとおり、決するに異議ございませんか。



(異議なしの声あり)

議長 異議なしとのことですので、報告のとおり決めます。

議長 次に、日程第5議案2号「農地・農政専門委員会委員長及び農地・農政専門委員会副委員長の選出について」を上程いたします。

局長 より説明いたさせます。

局長 それでは、5ページになりますが、日程第5議案第2号「農地・農政専門委員会委員長及び農地・農政専門委員会副委員長の選出について」、一関市農業委員会規程第9条第2項の規定により、農地・農政専門委員会委員長及び農地・農政専門委員会副委員長の選出を行っていただくものでございます。

議案の下の方に農業委員会規程の抜粋が記載してございますが、第9条には、「専門委員会には、それぞれ専門委員会委員長及び副委員長を置く。」と規定されてございます。

「専門委員会委員長等の選出は、それぞれの専門委員会の委員から、市長による委員の任命後最初に行われる総会において行う。」と規定されてございます。

各専門委員会正副委員長の選出の方法でございますが、先ほど、農政、農地それぞれに委員が振り分けになりましたけれども、それぞれの委員会におきまして、正副委員長を選出していただくということになります。

互選会場につきましては、農地専門委員会につきましては、この場所で、それから、農政専門委員会につきましては、この会場を出まして会議室に移動していただきまして、臨時議長等々事務局のほうで指示をいたしますので、それぞれ移動をして互選をしていただくということになります。

これは、総会で決めることになっていきますので、その後、報告いただきまして、また総会のほうで決定をするということになりますので、よろしく願いをしたいと思っております。

以上です。

議長 説明を終わります。農地・農政専門委員会委員長及び農地・農政専門委員会副委員長の選出については、休憩して行いたいと思っておりますので、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしとのことですので、暫時休憩いたします。

(午前11時53分 休憩)

(午前12時12分 再開)

議長 再開いたします。

選出の結果を局長より報告いたさせます。

局長 報告いたします。

農地専門委員会、それから農政専門委員会それぞれで互選会が行われまして、それぞれ選出されました委員長、副委員長の氏名を報告させていただきます。

最初に農地専門委員会でございますが、委員長には佐藤繁委員、副委員長には佐々木栄一委員でございます。

次に農政専門委員会でございますが、委員長には石川誠司委員、副委員長には佐藤均委員でございます。

以上です。

議長 以上で議案2号「農地・農政専門委員会委員長及び農地・農政専門委員会副委員長の選出について」の報告を終わります。

ただいまの報告のとおり、決するに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしとのことですので、報告のとおり決します。

ここで暫時休憩いたします。

(午前12時13分 休憩)

(午前12時13分 再開)

議長 再開いたします。

次に、日程第6報告第1号「運営委員の構成について」を上程いたします。

一関市農業委員会規程第7条第3項の規定による運営委員会の委員について、局長より報告いたさせます。

局長 農業委員会規程第7条第3項の規定で運営委員会の委員は会長、会長職務代理者、各専門委員会委員長及び各専門委員会副委員長と、それらの委員の担当する区域以外から各1人となっております。これまで議案審議の中でそれぞれの役職が定まったところでございます。

そこで、役職委員の選出がなかった一関地域と室根地域と川崎地域について、先程の休憩時間中に運営委員選出の協議を行っていただきました。その結果一関地域からは佐藤徹委員、室根地域からは千葉綾雄委員、川崎地域からは遠藤勝幸委員がそれぞれ運営委員として選出されましたので、報告いたします。

議長 ただいまの報告をもって、運営委員の確認といたします。

以上で議事一切を終了いたしました。

これをもちまして、第1回一関市農業委員会総会を閉会いたします。

ご苦勞様でした。

| (午後0時14分閉会)

---

以上 議事録の記載に相違ないことを証するため、ここに署名捺印をする。

議 長

署名委員

署名委員